

(一社)長崎県建設業協会  
(一社)長崎県中小建設業協会  
(一社)長崎県造園建設業協会  
(一社)長崎県ほ装協会  
(一社)長崎県管工事協会  
(一社)長崎県港湾漁港建設業協会  
(一社)長崎県斜面安定技術協会  
(一社)長崎県のり面協会  
(一社)長崎県空調衛生設備業協会  
(一社)長崎県解体工事業協会  
長崎県建設工業協同組合  
長崎県電気工事業工業組合  
長崎県管工事業協同組合連合会  
(一社)長崎県漁場整備開発協会  
長崎県造船協同組合

様

長崎県土木部長

経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と  
工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の  
兼務に関する取扱いについて(通知)

記

1. 対象

長崎県が発注する建設工事。

2. 経營業務の管理責任者について

(1) 建設業法第 26 条第 3 項に該当する場合

経營業務の管理責任者と主任(建設業法第 26 条第 2 項に該当する場合は、  
監理技術者)技術者の兼務は認めない。

(2) 建設業法第 26 条第 3 項に該当しない場合

次の要件をすべて満たす場合に限り、経營業務の管理責任者と主任技術者の  
兼務を認める。

経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、  
それぞれに期待される役割が十分に果たせること。

当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体

制にあること。

所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

### 3. 営業所の専任技術者について

(1) 建設業法第26条第3項に該当する場合

営業所の専任技術者と主任（監理）技術者の兼務は認めない。

(2) 建設業法第26条第3項に該当しない場合

次の要件をすべて満たす場合に限り、営業所の専任技術者と主任技術者の兼務を認める。

営業所の専任技術者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。

当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

### 4. 現場代理人及び配置技術者の兼務の確認時期について

配置予定工事の発注機関は、次の表のそれぞれ定める時点で、当該工事現場に配置する現場代理人及び主任技術者等が2及び3に定める要件を満たしているかの確認を行うものとする。

ただし、請負金額が250万円以下の工事は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）第51条により、現場代理人等決定（変更）通知書を省略することができることとなっているため、下表の確認は不要とする。

入札方式	現場代理人	主任（監理）技術者
事前審査型一般競争入札 （議会議決案件の場合）	現場代理人等決定（変更） 通知書提出時	本契約締結時（ <u>余裕期間を設定する場合は、工事の始期の前日まで</u> ）
事前審査型一般競争入札	現場代理人等決定（変更） 通知書提出時	配置予定技術者に係る通知書提出時（ <u>余裕期間を設定する場合は、工事の始期の前日まで</u> ）
事後審査型一般競争入札	現場代理人等決定（変更） 通知書提出時	事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書提出期限時（期限前に落札決定する場合は、落札決定時）（ <u>余裕期間を設定する場合は、工事の始期の前日まで</u> ）
通常型指名競争入札又は 随意契約	現場代理人等決定（変更） 通知書提出時	現場代理人等決定（変更） 通知書提出時

### 5. 入札（見積）参加者への周知

(1) 一般競争入札の場合

「競争入札に参加する者に必要な資格」に（注）として、以下のとおり記載すること。

（注） 「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなり得ないことに留意すること。

ただし、法第26条第3項に該当せず専任を要しない場合については、次の要件をすべて満たしていれば、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でも当該工事の配置技術者となりうることに留意すること。

経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。

当該営業所において請負契約を締結すること。

工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上）にあること。

（2） 指名競争入札又は随意契約の場合

入札執行通知書又は見積執行通知書に下記の内容を記載する。

建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とすることができない。

建設業法第26条第3項の規定に該当しない場合に建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とする場合は、次の要件をすべて満たしておかなければならない。

イ） 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。

ロ） 当該営業所において請負契約を締結すること。

ハ） 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

ニ） 当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の執行日を含め連続して3か月以上）にあること。

随意契約の場合は、「入札の執行日」を「見積書の提出日」とすること。

## 6. その他

（1） 経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者が主任技術者として従事する場合には、「建設工事に係る配置予定技術者の資格確認について」（平成16年2月26日付け15監第532号）に規定する3箇月以上の継続雇用要件が適用されること。

（2） 受注者は、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者を主任技術者と

して従事させる場合には、事後審査型一般競争入札の場合は事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書提出時に、通常型指名競争入札又は随意契約の場合は現場代理人等決定（変更）通知書提出時に別記様式 1 号を契約担任者に 2 部提出し協議すること。

- ( 3 ) 契約担任者は、( 2 ) により別記様式 1 号の提出を受けた場合は、2 . ( 2 ) 又は 3 . ( 2 ) の要件を満たしているかどうかを確認し、別記様式 1 号により回答すること。
- ( 4 ) 当初建設業法第 26 条第 3 項に該当しない場合であっても、変更契約等により請負金額が増加し該当することとなった場合は、主任技術者は専任での配置となることから、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務は認められなくなること。
- ( 5 ) 現場代理人については、通常工事現場への常駐が求められていることから、原則として経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務は認められないこと。ただし、請負金額が 1,000 万円未満の場合で、2 . ( 2 ) 又は 3 . ( 2 ) の要件を満たし、さらに、他に配置する者がいない場合は認める場合があること。
- ( 6 ) 受注者は、( 5 ) のただし書きにより、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者を現場代理人として配置する場合は、現場代理人等決定（変更）通知書提出時に別記様式 1 号を契約担任者に 2 部提出し協議すること。
- ( 7 ) 契約担任者は、( 6 ) により別記様式 1 号の提出を受けた場合は、( 5 ) のただし書きを満たしているかどうかを確認し、別記様式 1 号により回答すること。
- ( 8 ) ( 2 ) 及び ( 3 ) 並びに ( 6 ) 及び ( 7 ) の規定は、請負金額が 250 万円以下の工事には適用しないこと。
- ( 9 ) 受注者が、本通知の規定に違反し、建設業法に抵触することとなった場合には、当該者の建設業の許可権者へ通報する **とともに、契約解除となる場合がある**ので、厳に注意すること。また、請負金額が 250 万円以下の場合、現場代理人等決定（変更）通知書の提出を省略し、確認を行わないこととしているが、本通知の規定に違反し、建設業法に抵触することが判明した場合には、前記と同様の取り扱いを行うこととなるので、厳に注意すること。

## 7 . 適用日

4 と 6 ( 9 ) 以外は、従来適用している。

**4 と 6 ( 9 ) は、令和 4 年 4 月 1 日以降に配置技術者の兼務の確認を行う工事から適用する。**

## 8 . 問い合わせ先

長崎県 土木部 建設企画課 公共工事契約指導班

・電話番号 : 0 9 5 - 8 9 4 - 3 0 2 7

・FAX 番号 : 0 9 5 - 8 9 4 - 3 4 6 1

・メールアドレス : [s08080@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:s08080@pref.nagasaki.lg.jp)

## 参考

「建設業法第26条第2項に該当する場合」とは、下請負金額の総額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は、6,000万円以上）で、工事現場に監理技術者を配置する必要がある場合をいう。

「建設業法第26条第3項に該当する場合」とは、請負金額が3,500万円以上（建築一式工事の場合は、7,000万円以上）で、工事現場に主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある場合をいう。